

東北高等学校 令和2年度生徒募集要項に係るお知らせ

1 国の就学支援金制度の改定に伴う「生徒納付金」「奨学生制度」の見直しについて

令和2年4月より、「高等学校等就学支援金」の上限額の引き上げなどの制度改正が行われることに伴い、本校の「令和2年度生徒募集要項」に記載しておりました内容の見直しを進め、下記の表のように改訂いたしましたので、内容のご確認をお願いします。なお、就学支援金制度は、支援金額が現段階(令和1年10月25日現在)で未確定のため納入項目に変更はありますが、下記の表の月額納付金及び月額免除額に変更はありません。

【令和2年度 生徒納付金】

種類		普通科 第1学年 金額(円)	
入学検定料		14,000	
生徒納付金	入学時納付金	180,000	
	月次納付金	授業料	34,000
		教育費	5,000
		施設整備費	7,000
計(月額)		46,000	

国の就学支援金制度の趣旨を生かし、保護者負担の軽減を図るため校納金の見直しを図りました。

募集要項 P 3

【令和2年度入学試験による特典の概要及び生徒納付金について】

募集要項 P 4

学業奨学生になれるチャンスが拡大します。創進コースに加えて文理コース・文教コースの3コースで展開。文教・スポーツコース対象の文化・スポーツ奨学生も含めて、特色あるコースの中から将来の進路やスクールライフに合わせた選択が可能な奨学生制度です。

[学業奨学生入試(公立併願) 出願条件]
(中学校3年時の9教科評定平均値です。)

新規 創進コース 評定値 4.0以上
新規 文理コース 評定値 3.0以上
新規 文教コース 評定値 2.5以上

「学業奨学生入試(公立併願)」受験で、合格した方は、一次入学金の免除を致します。
なお、他の私立学校との併願はできません。

奨学生 ・ 推薦 入試 実施 日	入試形態/学納金	英語・数学・ 国語3教科 合計 の目安	一次入学金	二次入学金	授業料	教育費	施設整備費	月額免除額	月額納付額	計	
			平成31年度								
1 月 ・ 5 日	学業奨学生 公立併願	ランク/新年度	40,000	140,000	29,000	5,000	12,000	0	46,000	46,000	
		S奨学生	230点以上	免除	140,000	34,000	5,000	7,000	0		46,000
	A奨学生	220点以上	免除			5,000	6,000	35,000	11,000		
	B奨学生	210点以上	免除			5,000	7,000	29,000	17,000		
	C奨学生	創進180点以上 文理・文教 150点以上	免除			免除	12,000	34,000			
			奨学生以外の 合格者			免除	140,000	34,000	5,000		7,000
	文化・スポーツ奨学生 ・ 文教・スポーツ 該当	SⅠ奨学生		40,000	免除	免除	5,000	免除	41,000		5,000
		SⅡ奨学生				免除	5,000	6,000	35,000		11,000
		SⅢ奨学生				免除	5,000	7,000	29,000		17,000
		SⅣ奨学生				免除	免除	12,000	34,000		
SⅤ奨学生			免除			免除	7,000	5,000	41,000		
推薦・自己推薦			40,000	免除	34,000	5,000	7,000	0	46,000		
2 月 ・ 6 日 ・ 4 日 ・ 一般 入試 実施 日	学業奨学生	S奨学生	240点以上	40,000	免除	免除	5,000	免除	41,000	5,000	
		A奨学生	235点以上			免除	5,000	6,000	35,000	11,000	
	B奨学生	230点以上	免除			5,000	7,000	29,000	17,000		
	D奨学生	創進220点以上 文理・文教は 成績上位者	免除			免除	7,000	39,000			
			専願				40,000	免除	34,000	5,000	7,000

※ 実際の授業料納付額は、就学支援金、授業料軽減を受けることにより軽減されます。

※ 奨学生の学校負担の授業料免除額は、就学支援金に相当する額を減じた額です。

表記の授業料の免除額は「就学支援金 + 本校の授業料免除額」を控除した額です。

よって、就学支援金の手続きがない場合は本校の授業料免除額のみとなります。
就学支援金の該当の有無にかかわらず必ず入学時に学校へお申し込みしてください。

※ 入試の合計得点はあくまで目安となり、面接等の総合評価で決定します。

※ 創進コースについては、点数により文理コース合格となる場合があります。

学業、文化・スポーツ奨学生は、原則として本人の在学・在部期間中継続するものとします。ただし、学校生活の中で奨学生にふさわしくない事実が生じた場合は、本校の規定に基づき取り消すことがあります。